

弘前市森林環境推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、森林の整備を担う人材の育成及び確保並びに木材利用の促進に関する取組等を支援し、もって森林環境の維持向上に寄与するため、予算の範囲内において、森林環境譲与税を財源とする弘前市森林環境推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象となるもの（以下「補助事業者」という。）、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、弘前市森林環境推進事業費補助金申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書等、補助事業に係る費用が分かる書類
- (4) 新規従事者（申請時点で雇用後1年以内の者をいう。）の雇用を証明できるものの写し（林業機械購入事業に限る。）
- (5) 団体にあつては、構成員の名簿（林業機械購入事業を除く。）
- (6) 定款・規約等の写し（森林環境学習事業及び木製品整備事業に限る。）

2 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ

め弘前市森林環境推進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を行うために工事の施行、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店又は支店を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業で木材を使用する場合は、原則として県産材を使用すること。（森林環境学習事業及び木製品整備事業に限る。）
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ弘前市森林環境推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第5条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、弘前市森林環境推進事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

2 市長は、前条第1号の承認をしたときは、弘前市森林環境推進事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、弘前市森林環境推進事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
- (4) 補助事業の実施の状況が分かる写真

2 市長は前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第4条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金申請年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、弘前市森林環境推進事業費補助金交付額確定通知書(様式第12号)とする。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長の定めるものは、補助金により取得した備品のうち取得価格が100,000円以上のものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助金の請求は、弘前市森林環境推進事業費補助金請求書(様式第13号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業の区分	補助事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
林業機械購入事業	新規従事者を雇用し、当該新規従事者に使用させるための林業機械（チェーンソー及び刈払機をいう。以下同じ。）を購入する事業	青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領（令和元年5月13日施行）に基づき登録されている林業経営者のうち、同要領第3第2項の森林経営管理実施権を受けることを希望する区域に弘前市が含まれているもの	補助事業の実施に必要な経費のうち、林業機械の購入費（新規従事者1人につき1回の購入に限る。）	1会計年度当たりの補助対象経費の実支出額の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額。以下同じ。）又は新規従事者の人数に5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額
緩衝施設整備事業	生活環境の保全や鳥獣被害防止のために、集落周辺（住宅周囲に山林及び竹林が接している場合に限る。）又は農地と鳥獣が生息する地帯との間に緩衝施設を整備する事業（農作物被害防止を目的とする整備については、農地周辺に限る。）	市内に住所を有する農業者、市内に本店等を有する農業法人又は農業者及び集落住民で組織する団体	補助事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 賃金 (2) 専門的知識を有する者への旅費・謝金 (3) 事務用品、印紙代 (4) 請負施工費 (5) 保険料 (5) 資材購入費 (6) 測量機材、刈払機、重機、車両の借上料及び燃料費	1会計年度当たりの補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、補助事業の実施面積（1アール未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた面積）に10分の1を乗じて得た数に15万円を乗じて得た額を上限とする。ただし、補助事業の実施面積が10アールを超える場合にあっては、15万円に10アールを超えた面積1アールにつき1万円を加えた額を上限とする。
森林環境学習事業	森林及び林業の重要性の理解促進を図る取組として、市民を対象とする木及び森にふれあい親しむ活動、森づくり体験学習等の森林環境学習活動を実施する事業	市内に事業所を有する林業事業者又は森林整備及び森林環境等に関する教育活動等を行う団体（定款、規約等により団体であることが確認できるものに限る。）であって、市内に主たる活動拠点を有するもの	補助事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 賃金（職員の人件費を除く。） (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 通信運搬費 (5) 保険料 (6) 消耗品費 (7) 印刷製本費 (8) 使用料、賃借料 (9) 備品購入費	1会計年度当たりの補助対象経費の実支出額の合計額（当該合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切捨てた額。以下同じ。）又は5万円のいずれか少ない額
木製品整備事業	木製品の普及啓発活動として、市内の小・中学校に在籍する生徒の保護者（親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。）で組織する団体であって、規約等により団体であることが確認できるもの	市内の小・中学校に在籍する生徒の保護者（親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。）で組織する団体であって、規約等により団体であることが確認できるもの	補助事業の実施に必要な経費のうち、木製品の制作に用いる木材の購入費及び加工費	1会計年度当たりの補助対象経費の実支出額の合計額又は10万円のいずれか少ない額